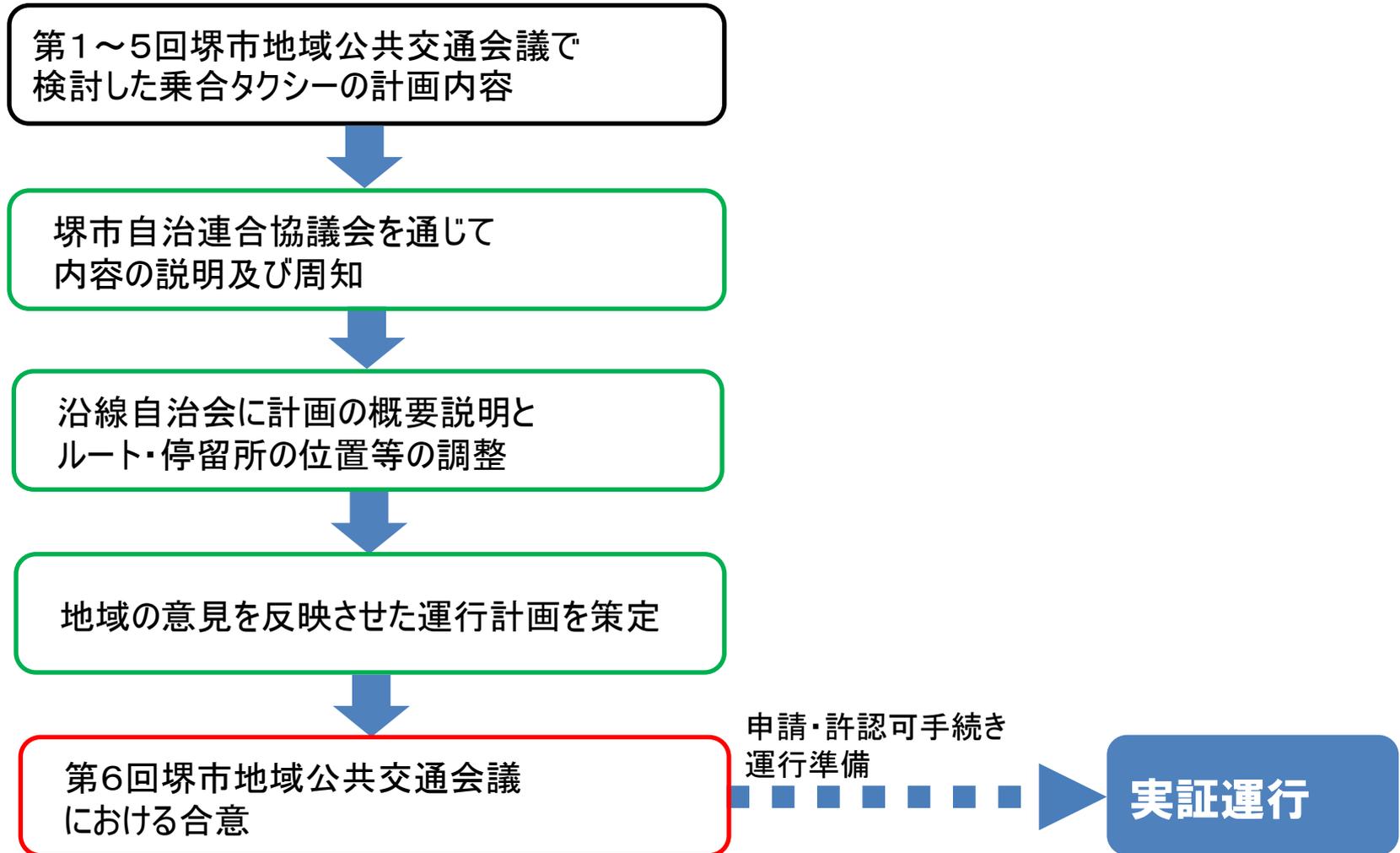


# 乗合タクシーの実証運行 の運行内容について

## ■乗合タクシーの計画検討から合意形成までの流れ



# **1. 地元説明及び地域 住民の意見の反映**

## ■地元説明の経過

- 平成25年4月      **自治連合協議会、校区福祉委員会、  
民生委員委員長会、老人クラブ連合会**
  - ・乗合タクシー制度及び運行ルートの概要説明及び質疑
  
- 平成25年4月～    **自治連合会長説明**
  - （対象区：中区、東区、西区、南区、北区、美原区）
  
- 平成25年5月～    **校区への説明（対象校区：24校区）**
  - ・乗合タクシー制度の説明及び質疑、運行ルート及び停留所への意見収集等
  
- 平成25年7月～    **停留所前の住民・地権者説明**
  - ・乗合タクシー制度の説明及び質疑、停留所設置への協力依頼

## ■ 地元説明の内容

### ・ 制度の趣旨、運行内容(ルート・車両・運行日・頻度・運賃等)、利用方法等

説明用チラシ表面

堺市では駅やバス停から離れた地域に

## 乗合タクシーを導入していきます

高齢化の進展により、自分で車を運転できないなど身近な移動手段を必要とする人が増えることが予想され、日常生活（買物・通院など）を支える移動手段の確保が必要となっています。

そこで、鉄道駅やバス停から離れた地域と鉄道駅を結ぶ乗合タクシーの導入を検討しており、来年の春の運行開始をめざしています。

※運行当初は実証運行を予定

### ■ 乗合タクシーの概要（案）

一般のタクシー車両を使用して、路線バスと同じように運行ルート、停留所、ダイヤを設定し、利用者からの予約があった場合に運行します。

運行ルート	公共交通空白地域と鉄道駅を結ぶルート（市内全域で9ルート）
使用車両	タクシー車両（セダン型）
運行日	月曜日～金曜日（祝休日、年始 1/1～3を除く）
運行頻度	午前2便、午後2便の計4便/日運行 ※ダイヤについては検討
運賃	大人：300円 子供：150円 ※割引制度については検討

### ■ 利用方法のイメージ

1. 事前の電話予約

時刻表により便名を確認の上、電話予約してください。予約の際は下記の内容をお伝えください。

- ルート名
- 便名
- 乗員したい停留所

予約の受付・配車手配

予約受付後、発車時刻に合わせて乗合タクシーを配車します

2. 予約した停留所へ

乗車停留所

3. 乗車

4. 降車

5. 乗車

6. 降車

7. 乗車

8. 降車

実際の利用方法など詳細は決定次第、お知らせします。

拡大図：資料4参照

裏面(ルート毎)

### ■ 運行ルート(A)と停留所設置場所(案)

- 駅やバス停から離れた地域と鉄道駅を効率的に結ぶ運行ルートとしています。
- 停留所の設置場所を決めるにあたっては、利便性や安全性を考慮するとともに、近隣のみなさまのご理解を得ながら進めていきますので、ご協力をお願いします。

<問い合わせ先>

堺市 建築都市局 交通部 公共交通課 TEL072-228-7549 / FAX072-228-8468

## ■地元説明会における意見と対応

### ○運行ルート及び停留所に関する意見

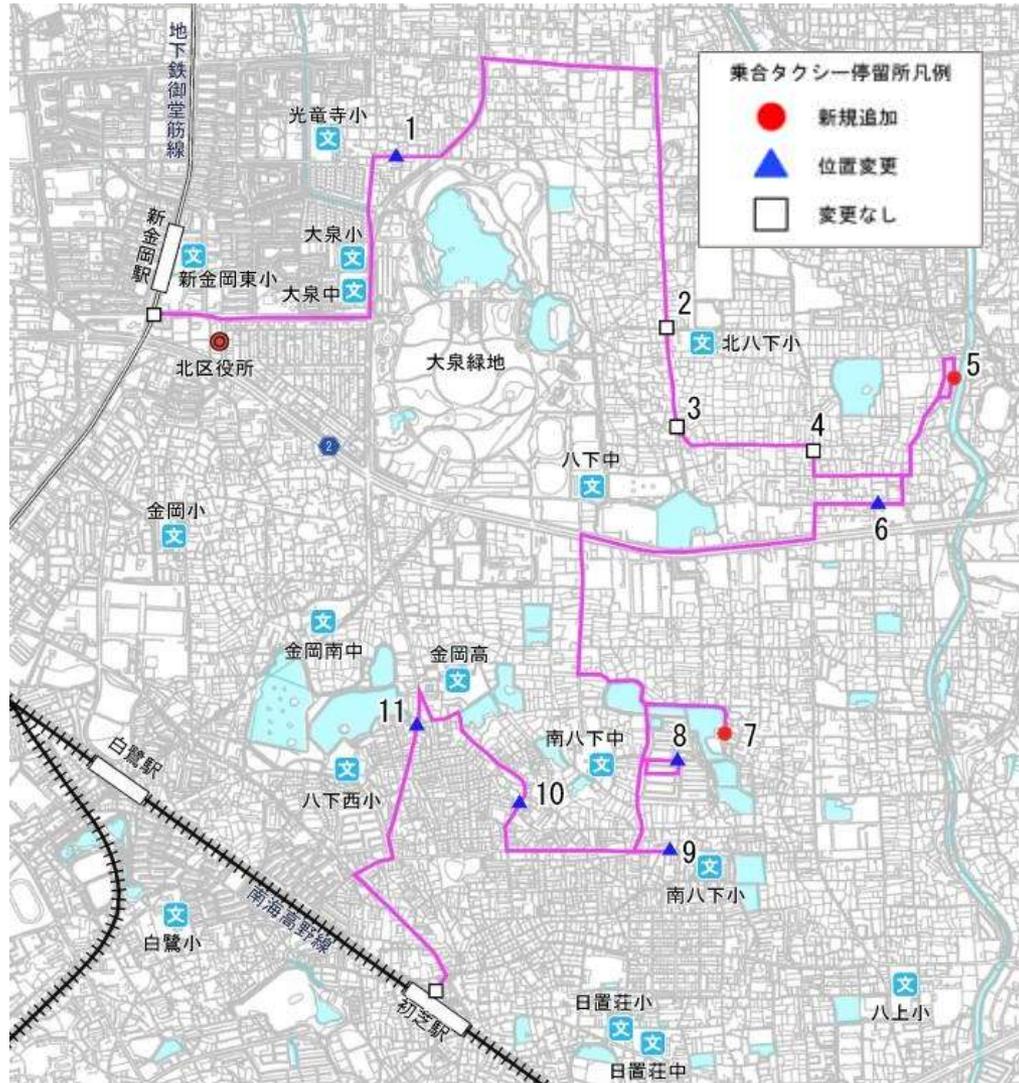
- ・対象集落からアクセスしやすい場所、住民にわかりやすい場所、幅員が広い・交通量が少ない等の安全な場所等への停留所の移動及び追加。



**運行ルート及び停留所の見直しを実施**

## ■地域住民の意見を反映させた運行計画(ルート及び停留所)

### ○Aルート(新金岡駅⇔初芝駅)

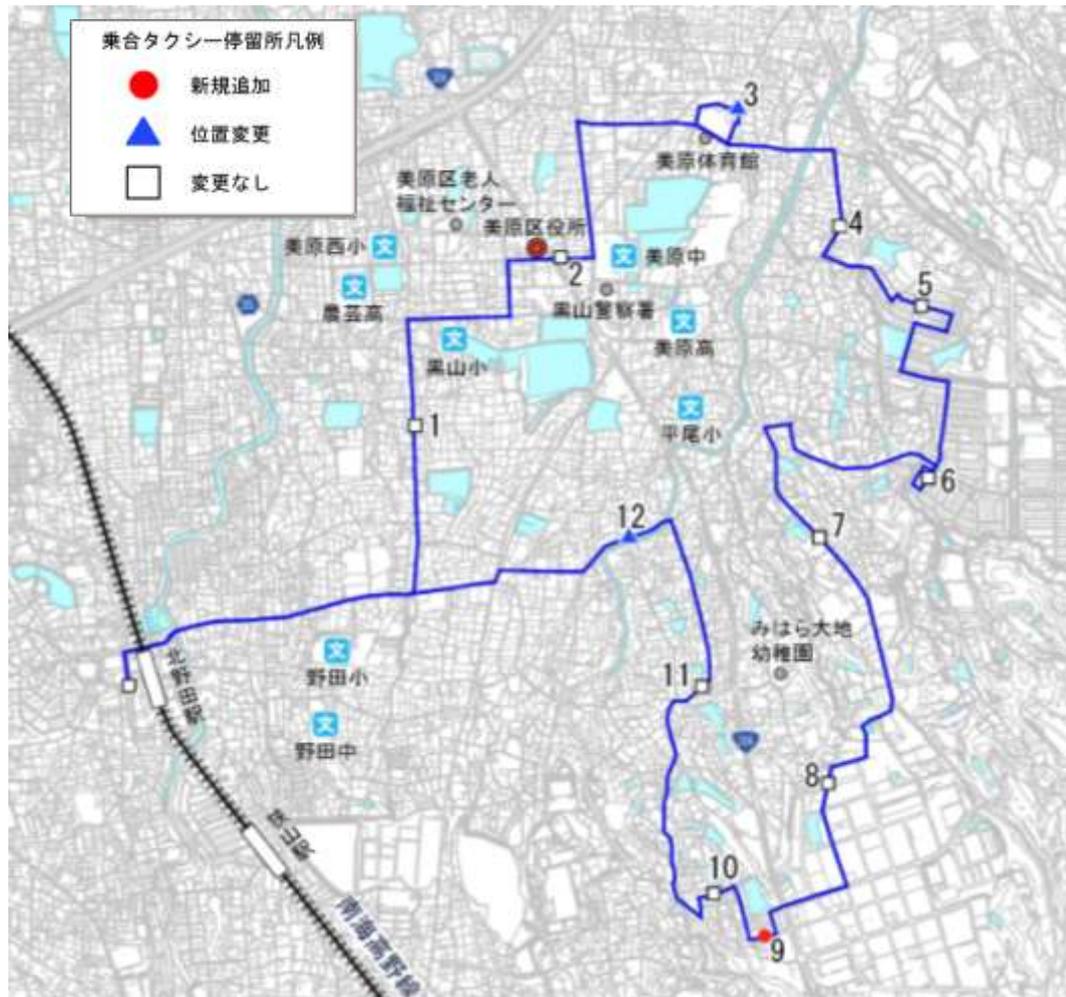


番号	変更箇所
A-1	町会館前へ移動
A-2	—
A-3	—
A-4	—
A-5	追加
A-6	郵便局前へ移動
A-7	追加
A-8	集会所前へ移動
A-9	郵便局前へ移動
A-10	公園前へ移動
A-11	コンビニ前へ移動

停留所追加: 2箇所  
 停留所移動: 6箇所

## ■地域住民の意見を反映させた運行計画(ルート及び停留所)

### ○Bルート(美原区循環)



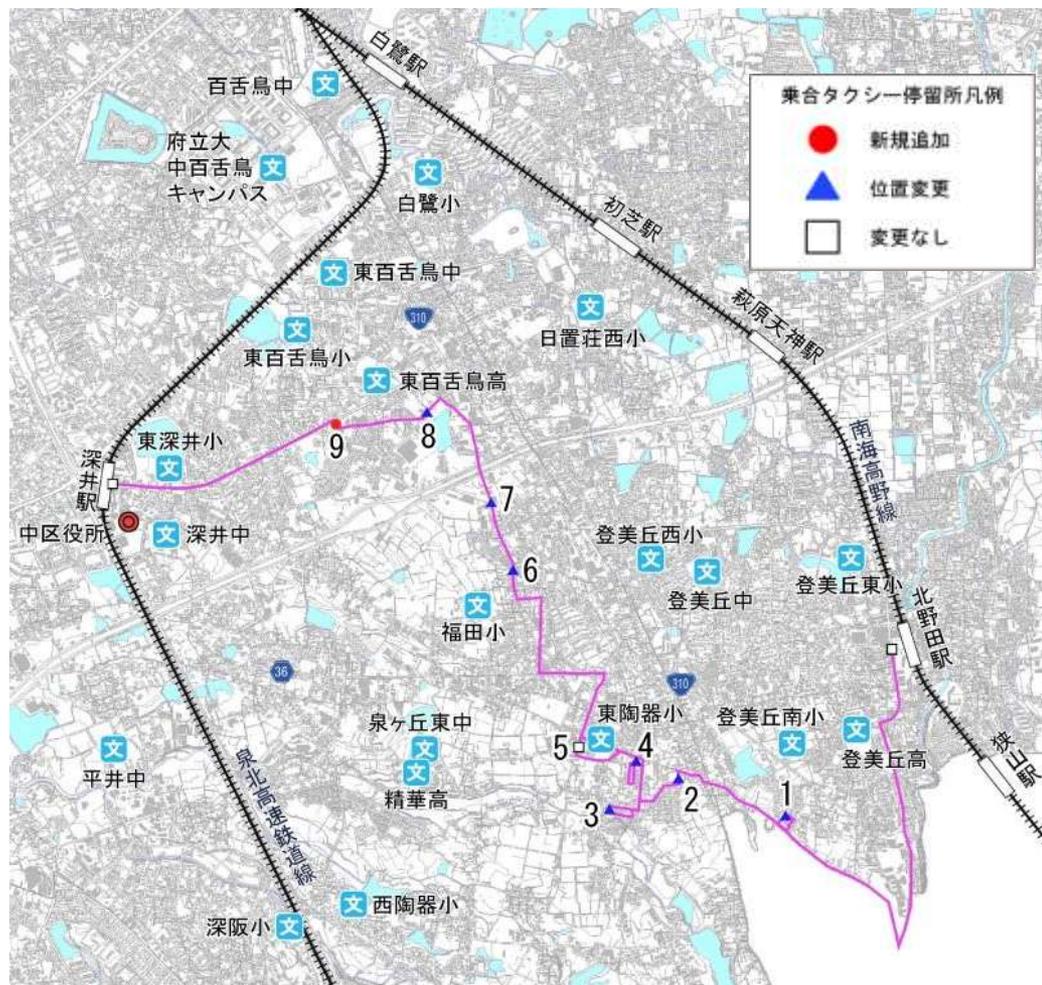
番号	変更箇所
B-1	—
B-2	—
B-3	多治井北地区2箇所を集約して多治井地区(自治会館前)へ移動
B-4	—
B-5	—
B-6	—
B-7	—
B-8	—
B-9	追加
B-10	—
B-11	—
B-12	旧コミバス停留所位置へ移動

停留所追加: 1箇所

停留所移動: 2箇所(うち1箇所は2箇所を集約)

## ■地域住民の意見を反映させた運行計画(ルート及び停留所)

### ○Cルート(北野田駅⇄深井駅)

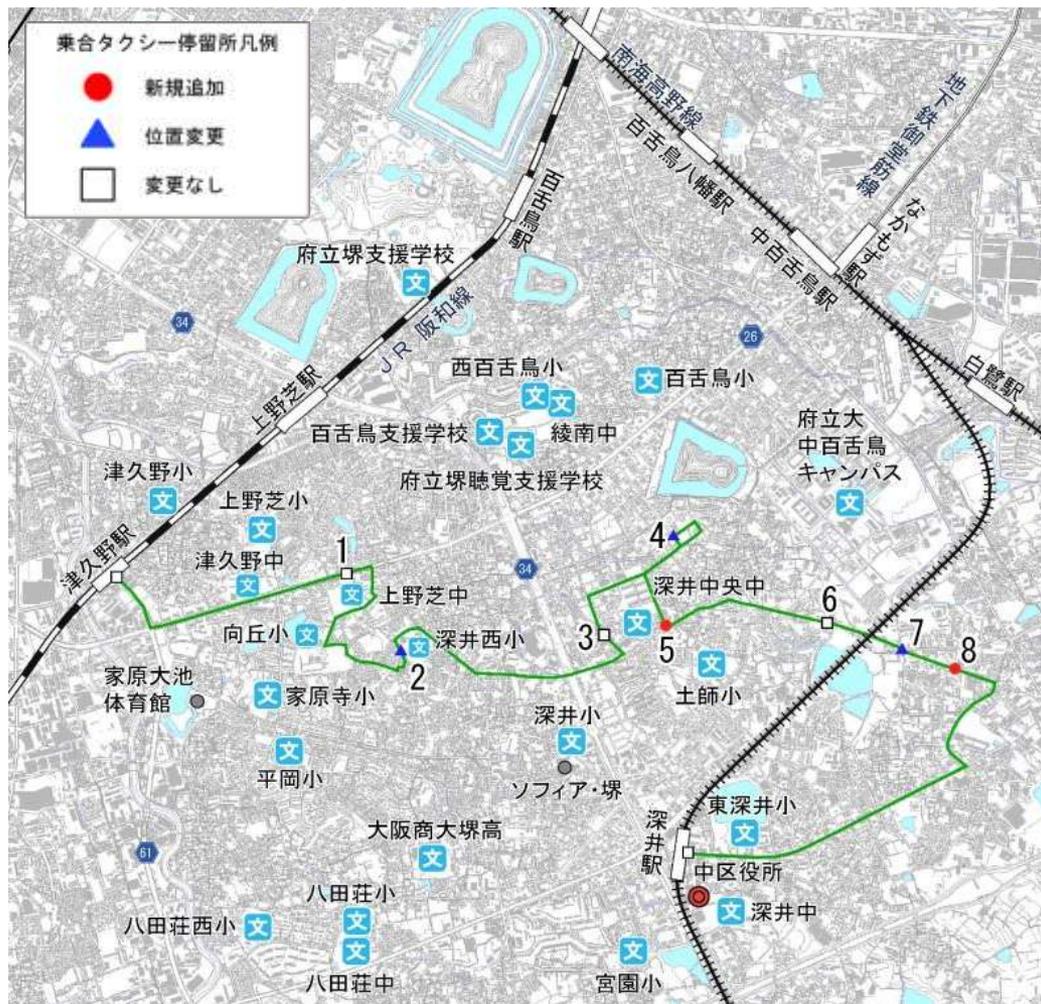


番号	変更箇所
C-1	公園へ移動
C-2	交通量少ない場所へ移動
C-3	公園へ移動
C-4	交通量少ない場所へ移動
C-5	—
C-6	幅員広い場所へ移動
C-7	幅員広い場所へ移動
C-8	アクセスしやすい場所へ移動
C-9	追加

停留所追加: 1箇所  
 停留所移動: 7箇所

## ■地域住民の意見を反映させた運行計画(ルート及び停留所)

### ○Dルート(津久野駅⇔深井駅)

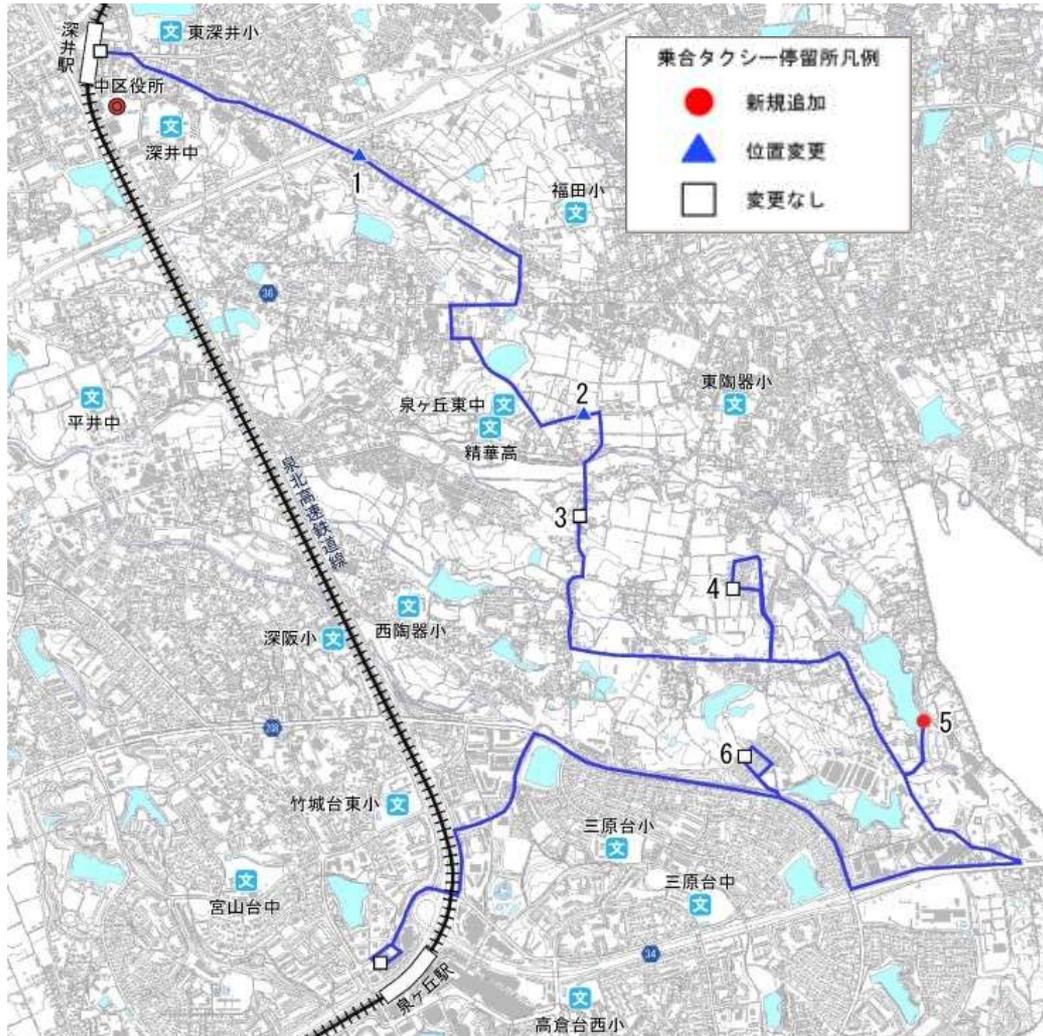


番号	変更箇所
D-1	—
D-2	公園へ移動
D-3	—
D-4	交通量少ない場所へ移動
D-5	追加
D-6	—
D-7	旧コミバス停留所位置へ移動
D-8	追加

停留所追加: 2箇所  
 停留所移動: 3箇所

## ■地域住民の意見を反映させた運行計画(ルート及び停留所)

### ○Eルート(深井駅⇄泉ヶ丘駅)

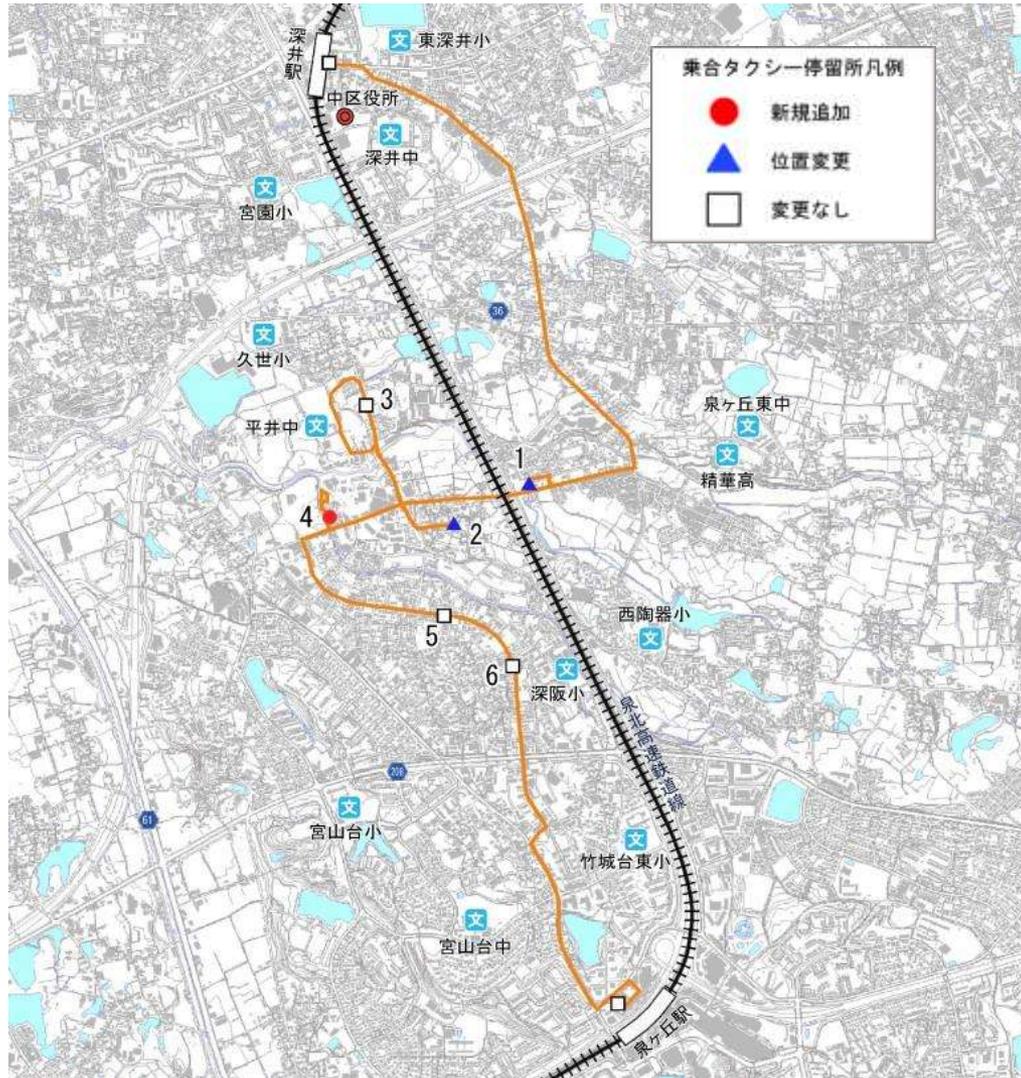


番号	変更箇所
E-1	自治会館へ移動
E-2	幅員広い場所へ移動
E-3	—
E-4	—
E-5	追加
E-6	—

停留所追加: 1箇所  
 停留所移動: 2箇所

## ■地域住民の意見を反映させた運行計画(ルート及び停留所)

### ○Fルート(深井駅⇔泉ヶ丘駅)

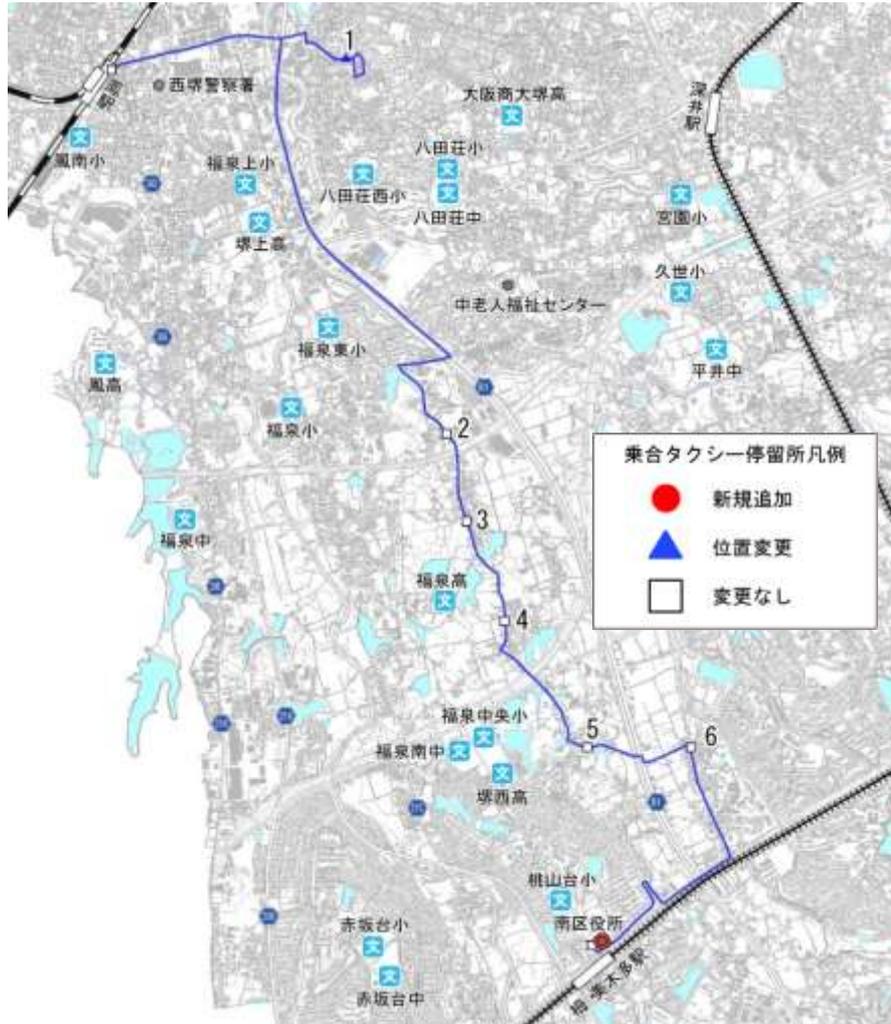


番号	変更箇所
F-1	公園前へ移動
F-2	自治会館へ移動
F-3	—
F-4	追加
F-5	—
F-6	—

停留所追加: 1箇所  
 停留所移動: 2箇所

## ■地域住民の意見を反映させた運行計画(ルート及び停留所)

### ○Gルート(鳳駅⇔構美木多駅)

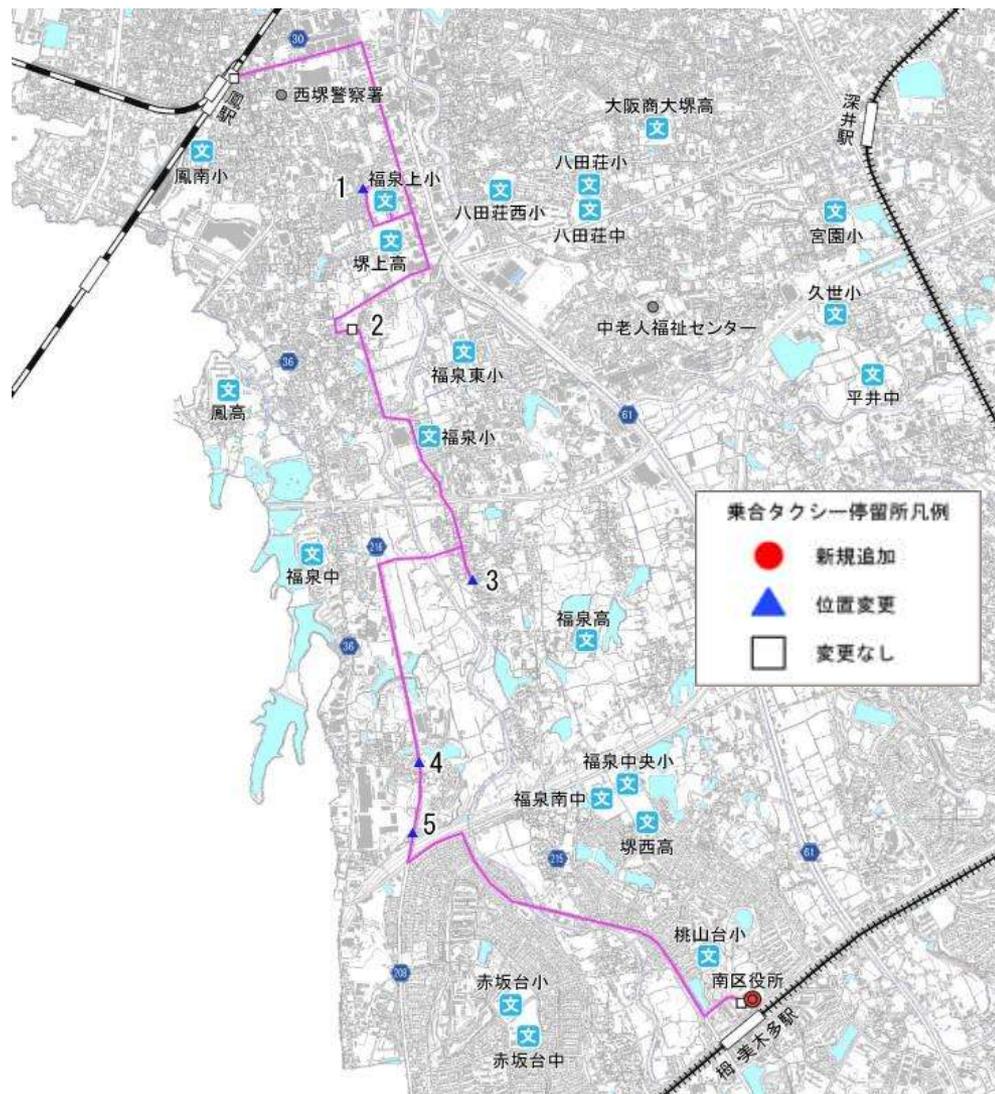


番号	変更箇所
G-1	アクセスしやすい場所へ移動
G-2	—
G-3	—
G-4	—
G-5	—
G-6	—

停留所追加:なし  
 停留所移動:1箇所

## ■地域住民の意見を反映させた運行計画(ルート及び停留所)

### ○Hルート(鳳駅⇔榊美木多駅)

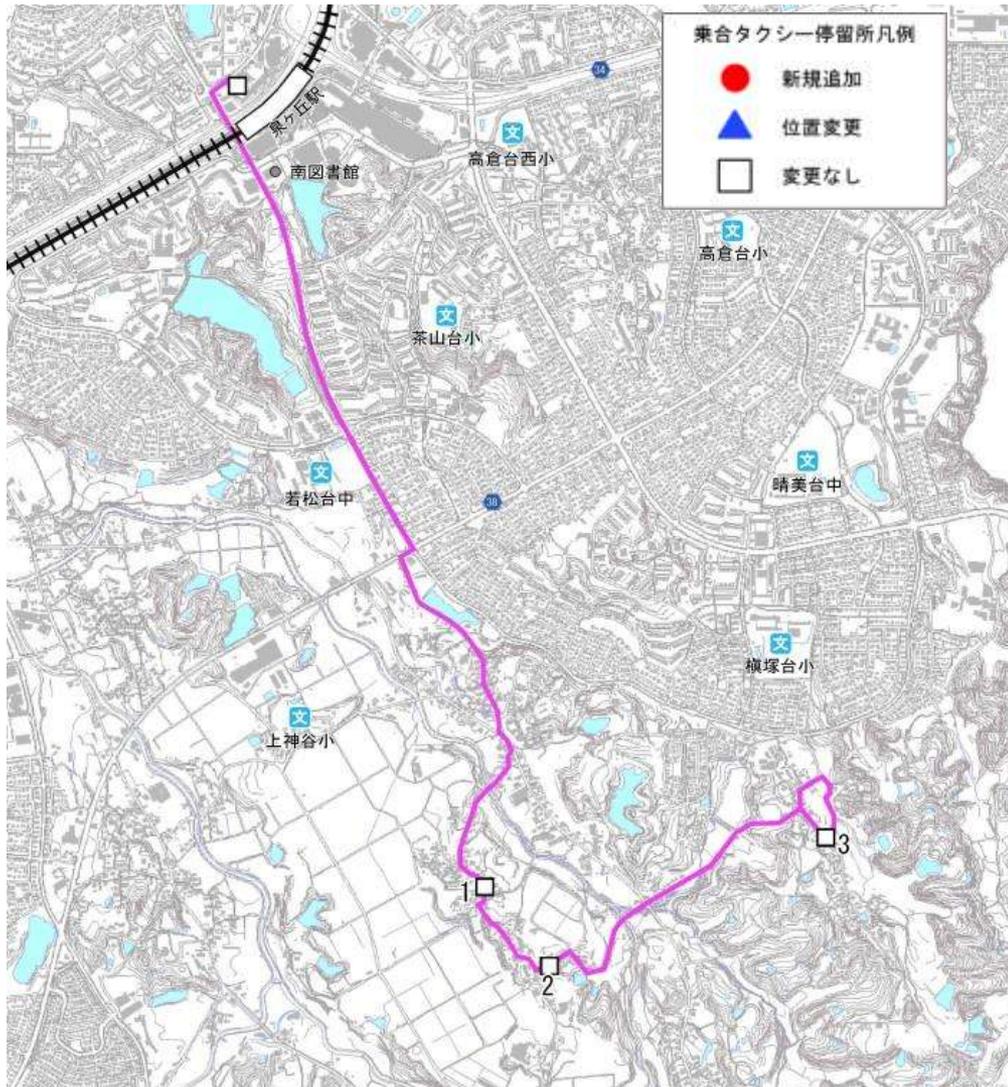


番号	変更箇所
H-1	幅員広い場所へ移動
H-2	—
H-3	神社前へ移動
H-4	幅員広い場所へ移動
H-5	幅員広い場所へ移動

停留所追加:なし  
 停留所移動:4箇所

## ■地域住民の意見を反映させた運行計画(ルート及び停留所)

### ○ルート(泉ヶ丘駅⇔南区内)



番号	変更箇所
I-1	—
I-2	—
I-3	—

停留所追加:なし  
 停留所移動:なし

## **2. 乗合タクシーの 運行内容について**

## ●運行方式

- ・運行ルート、停留所、ダイヤを設定したうえで、利用者から事前に予約のあった場合にのみ運行するデマンド型の区域運行方式とする。
- ・ただし、予約のあった停留所のみを運行する際に、通行するルートは、「指定する道路」の中から選択する。

※運行区域：資料5のとおり

## ●運行ルート及び停留所

- ・鉄道駅と公共交通空白地域等を結ぶルートとし、市内9ルートを設定し、それぞれのルートに停留所を配置。（資料6参照）

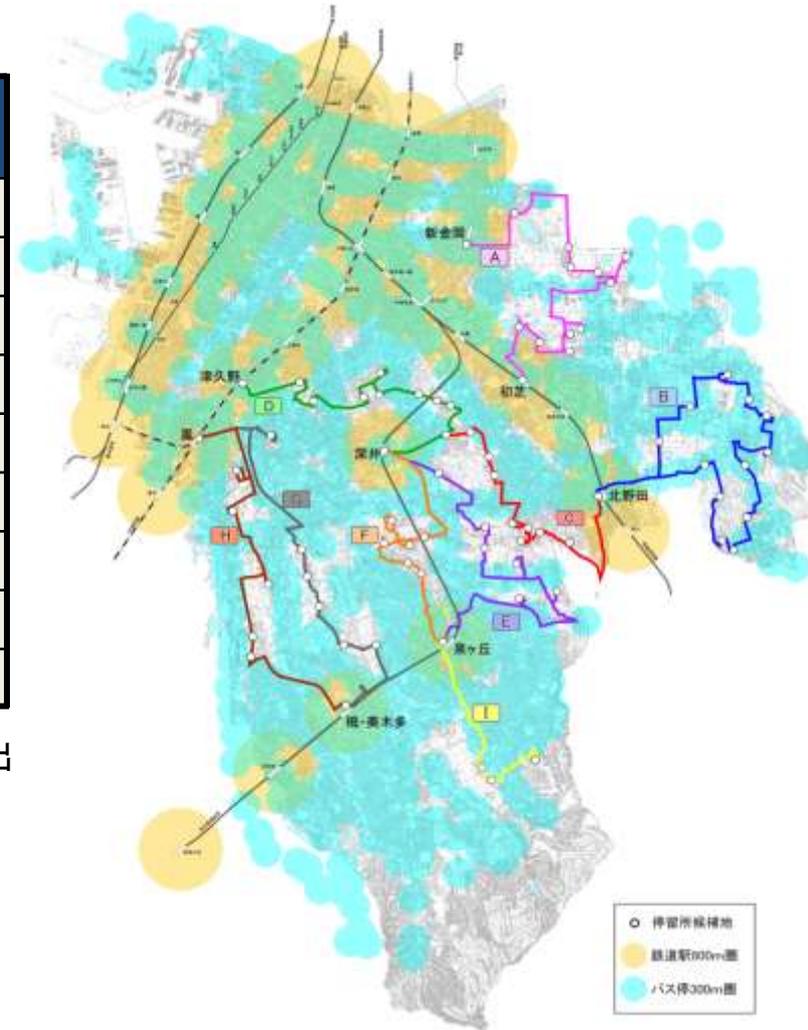
※運行区間：新金岡駅と初芝駅間、北野田駅と美原区各停留所間、北野田駅と深井駅間、深井駅と津久野駅間、深井駅と泉ヶ丘駅間、鳳駅と柵・美木多駅間、泉ヶ丘駅と南区各停留所間

※鉄道駅から鉄道駅までの予約は受け付けない

## ■運行ルート及び停留所

ルート名	ルートのパターン	接続駅 1	接続駅 2	停留所数	運行距離 (km)	想定所要時間(分)
A	2駅接続	新金岡	初芝	13	13.5	54
B	1駅循環	北野田		13	16.3	65
C	2駅接続	深井	北野田	11	10.1	40
D	2駅接続	深井	津久野	10	9.0	36
E	2駅接続	深井	泉ヶ丘	8	12.4	50
F	2駅接続	深井	泉ヶ丘	8	8.8	35
G	2駅接続	鳳	柵・美木多	8	10.3	41
H	2駅接続	鳳	柵・美木多	7	10.0	40
I	1駅接続	泉ヶ丘		4	4.6	18

※想定所要時間は、運行距離÷平均速度15(km/h)×60分として算出



拡大図：資料6参照

## ●使用車両

・セダン型タクシー（乗客定員4名）

※有償運送を実施するための事業用自動車（緑ナンバー）であること

※他の一般旅客自動車運送事業で使用している車両との併用が可能

※運転手を含む乗車定員が6名以上10名以下の車両とすることが可能

※1台の乗車定員を超える予約がある場合は増車により対応

※車両の両側面、前面及び後面に堺市乗合タクシーの車両であることが分かるようにマグネットシートを貼付

## ●運行回数

・午前2便、午後2便

※Bルート以外の往復ルートにおいては、双方向それぞれ午前2便、午後2便とし、循環ルートであるBルートにおいては、右回り、左回りそれぞれ午前2便、午後2便の運行とする

※具体的な運行ダイヤについては、受託事業者の提案を受けて、堺市と受託事業者が協議のうえ、決定する

※このうち、利用者からの予約のない便については運行しない

## ●運行日

・月～金曜日(祝休日及び年始1/1～3を除く)

※平成26年3月運行開始予定

## ●運賃

・大人(中学生以上): 300円

(ただし、おでかけ応援カード提示の方は100円とする)

・小人(小学生以下): 150円

(ただし、大人が同伴の場合、大人1人につき小学生未満の幼児1人を無料とする。また、1歳未満の乳児は無料とする。)

・身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳等をお持ちの方、その介護人及び付添人  
大人150円、小人80円

※詳細は資料7参照

# 乗合タクシーの実証運行に向けた 今後のスケジュールについて

## ●実証運行に向けたスケジュール（予定）

運行内容に関する地域公共交通会議における合意



平成25年9月～11月	プロポーザル方式による委託業務事業者選定 乗合タクシー運行事業者との契約
平成25年11月 ～平成26年2月	運行準備 ・乗合免許の申請 ・停留所の設置 ・運行に向けた周知活動



平成26年3月～平成28年3月 実証運行

## ●実証運行の事業者選定について

### 市町村等が運行を委託する場合における運行主体の選定方法

運行を委託する場合の運行主体(一般乗合旅客自動車運送事業者)の選定にあたっては、運行経費の多寡のみを基準とすることなく、収益拡大策、運行の安全性、利用者の利便性、環境への配慮、緊急時の対応能力等の観点から総合的に評価することが重要である。

出典:コミュニティバスの導入に関するガイドライン(国土交通省)



プロポーザル方式による委託業務事業者選定を行うこととし、次の評価項目により、総合的に審査し、事業者を選定する。

## ●事業者選定の評価項目

- ・業務遂行能力
- ・運行の安全性確保
- ・緊急時の対応
- ・利用者の利便性向上
- ・環境保全の取り組み
- ・事業充実のための工夫
- ・事業費

※上記評価項目の審査基準は、堺市プロポーザル方式による委託業務事業者選定委員会で審議し、決定する。

※その後、事業者からの提案を受け、同選定委員会で提案内容を審査し、運行事業者を決定する。